

育児休業手当金と介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

令和2年8月1日以後の育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額が変更となりましたので、請求の際は以下のことにご注意ください。

育児休業手当金

標準報酬月額が470,000円以上の方は、手当金給付日額が13,896円となります。 ※育児休業開始後181日以降は10,370円となります。

介護休業手当金

標準報酬月額が530,000円以上の方は、手当金給付日額が15,294円となります。